

犯罪被害者等基本法

(平成一六年一二月八日法律第一六一号)(衆)

一、提案理由(平成一六年一二月一八日・衆議院本会議)

松下忠洋君 ただいま議題となりました犯罪被害者等基本法案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。

近年、さまざまな犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいいがたいばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。

そこで、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることとしております。

第二に、基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助及び給付金制度の充実等について定めることとしております。

第三に、内閣府に、犯罪被害者等基本計画の案を作成すること等のため、犯罪被害者等施策推進会議を置くこととし、会長は、内閣官房長官をもって充てることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨十七日の内閣委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(平成一六年一二月一日)

高嶋良充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、その施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君より趣旨説明を聴取した後、犯罪被害者等の権利保障を明記したことの意義、犯罪被害者等給付金制度の更なる拡充、刑事手続への犯罪被害者等の参加の拡大の在り方、犯罪被害者等のための施策へ

の被害者等の意見の反映と策定過程の透明性確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。